

税の申告が始まります！

2月16日～3月15日

今年も税の申告の季節がやって参りました。町県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月16日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなります。が、2月21日・28日の日曜日の午前に、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）

所得税の申告

○申告が必要な人

①平成21年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えると

②給与所得のある人で、次く。
給課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。

○還付申告で

税金がもどる人

給与所得のある次のように人は、確定申告をすると所得税がもどってくる場合

あります。



があります。

◎譲渡所得がある人
平成21年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

○贈与税の申告

平成21年分の贈与税申告と納税は、2月1日から3月15日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。なお、贈与税の申告は、原則的に佐原税務署での申告となります。

○青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成22年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書を提出してください。

源泉徴収票、各種証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月1日から受付します。（給与・年金のみ）

農業所得は、収支計算書に基づき算出することになります。申告には、「収支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご利用ください。
（1）出荷や販売した農作物、金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
（2）受取共済金、補償金、雜用料、人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書
（3）農作物の家事消費量
（4）小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書
（5）農業用機械・器具、農業用自動車等の修繕料、保険料、租税公課の領収書。

または、役場町民課税務係

☎ ⑦2112まで。